

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項の規定に基づき、県営寄居地区土地改良事業（区画整理）の計画の概要について、関係市長と協議するので、同法第87条の3第7項で準用する同法第87条の2第8項の規定により公告する。

なお、同法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第57条の2の2第2項に規定する事項は、下記のとおりとする。

令和8年7月3日

茨城県知事 大井川 和彦

記

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営寄居地区土地改良事業（区画整理）計画の概要
- 2 縦覧の期間
令和8年7月6日から令和8年8月3日まで
- 3 縦覧の場所
茨城県県北農林事務所のウェブサイト
- 4 意見書の提出方法
当該事業計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、意見がある者の住所、氏名を記載した意見書を提出すること。
- 5 意見書の提出先
〒313-0013
茨城県常陸太田市山下町4119
茨城県県北農林事務所